

国民年金に関する事務
特定個人情報保護評価書（素案）の概要

I 基本情報 (3~7 ページ)

国民年金に関する事務の内容、使用するシステム、特定個人情報ファイルを取扱う理由等を記載しています。

1 事務の内容

国民年金法に基づく「資格」「免除」「給付」の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱います。

2 使用するシステム

□ 「国民年金情報システム」を使用し、上記事務を行います。

□ 庁内連携により「住民記録システム」「税務情報トータルシステム」を使用し、住民記録情報・所得情報を検索・確認します。

※ 日本年金機構とは電子記録媒体により情報をやりとりするため、直接回線接続されることはありません。

※ 日本年金機構が管理・運用している「ねんきんネット」（情報閲覧のみで情報入力はできないシステム）は、専用線及び専用端末を使用しており、国民年金情報システムとは直接回線接続されることはありません。

II 特定個人情報ファイルの概要 (8~13 ページ)

国民年金情報ファイル（国民年金に関する事務で保有する特定個人情報ファイル）について、次の事項を記載しています。

1 基本情報

対象となる人数・本人の範囲、記録される項目の該当等を記載しています。

※ 第1号被保険者・任意加入被保険者（喪失者も含む）及び受給権者が対象となります。

2 入手・使用

特定個人情報の入手方法・使用目的等を記載しています。

※ 原則、各種申請書等への個人番号の記入が必要となりますが、新宿区では情報提供ネットワークによる情報収集は行いません。なお、新宿区に税情報がある場合には、従来どおり庁内連携により情報収集を行います。

3 委託

取扱いの委託内容、委託先、再委託の有無等を記載しています。

4 提供・移転

特定個人情報の提供・移転先、提供・移転先での用途等を記載しています。

※ 番号法第19条第7号の別表第2に掲げられている提供は、厚生労働省（日本年金機構）が実施するため、新宿区では情報提供ネットワークによる提供は行いません。

※ 戸籍住民課に対し、従来どおり庁内連携により資格情報を提供します。

5 保管・消去

特定個人情報の保管場所・期間、消去方法等を記載しています。

Ⅲ 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (14～20 ページ)

国民年金情報ファイルを取扱う際のリスク分析・措置等の内容を、「入手」「使用」「取扱いの委託」「提供・移転」「保管・消去」別に記載しています。

※ 別紙「リスク対策の主な内容」のとおり

Ⅳ その他のリスク対策 (21 ページ)

自己点検、監査、従事者に対する教育・啓発等について記載しています。

Ⅴ 開示請求、問合せ (22 ページ)

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせについて記載しています。

Ⅵ 評価実施手続 (23 ページ)

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載しています。